

## 第 38 号議案

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例の一部を改正する条例の件  
デザイン・クリエイティブセンター神戸条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例の一部を改正する条例  
デザイン・クリエイティブセンター神戸条例（平成 24 年 3 月条例第 19 号）の  
一部を次のように改正する。

第 1 条中「，市民生活の質を向上し，及び」を「，市民生活の質の向上及  
び」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) クリエイティブラボ（次条第 1 項の許可を受けた者（以下「使用者」と  
いう。）が，創造的活動を通じた社会貢献に係る調査，研究，実践及び支援  
に関するを行う施設をいう。）

第 4 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし，第 5 号を第 6 号とし，第 4 号の次に次  
の 1 号を加える。

(5) 創造的学びと文化活動スペース（市又は次条第 1 項の指定管理者が次に  
掲げる活動を行う施設をいう。）

ア 多様な世代の参加とその交流により創造力を育む活動

イ 文学，音楽その他の芸術及び文化に接する機会を市民に提供する活動

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条第 1 項中「前条第 1 項第 6 号」を「前条第 5 号から第 7 号まで」に改め，  
「，規則で定めるところにより」を削る。

第 6 条第 1 項本文中「第 4 条第 1 項第 1 号」を「第 4 条第 1 号」に，「同項第  
2 号から第 5 号まで」を「同条第 2 号から第 4 号まで」に改め，同項ただし書を  
削り，同条第 2 項を次のように改める。

2 指定管理者は，第 4 条第 2 号から第 4 号までの施設について，センターの開  
館時間以外の時間であっても，時間を単位として前条第 1 項の許可をすること

ができる。この場合において、使用者は、指定管理者が特に認める場合を除くほか、施設に自らが管理する物を置くこと以外の行為を行うことができない。

第7条第1項本文中「第4条第1項第1号から第3号までの施設については、第5条第1項」を「第4条第1号から第4号までの施設の使用についての第5条第1項」に改め、同項ただし書中「、第4条第1項第1号及び第3号の施設については」を削り、「第5条第1項」を「同項」に改め、同条第2項を削る。

第8条の見出し中「クリエイティブスペース」を「クリエイティブラボ」に改め、同条第1項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第2項中「公募に基づき」を「公募に」に改め、同条第3項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改め、同条第5項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に、「許可を受けて使用する者」を「許可を受けた者」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第4条第1号の施設について第5条第1項の許可を受けた者は、第11条第1項の使用期間が終了した後に第4条第1号の施設を再度使用しようとするときは、第1項の公募に再度応募することができる。

第11条の見出しを「(使用期間)」に改め、同条第1項中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改め、「(第6条第1項ただし書の規定に基づき行う第4条第1項第5号の施設についての許可に係る使用期間を含む。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 第4条第2号から第4号までの施設は、引き続き30日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、指定管理者が第1条の目的を達するため特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条を次のように改める。

## 第12条 削除

第13条第2項中「別表」を「別表第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第4条第6号の施設を使用する者は、別表第2号アに定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理

者に支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第4条第6号の施設を使用する者（同条第1号の施設の使用について第5条第1項の許可を受けた者に限る。）は、指定管理者の発行する定期駐車券により第4条第6号の施設を使用することができる。この場合において、当該施設を使用する者は、1月につき別表第2号イの表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を、当該定期駐車券の発行の時に支払わなければならない。

第14条第1項第1号中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改める。

第18条第4号ア中「第4条第1項各号」を「第4条各号」に改める。

第23条の見出し中「クリエイティブスペース」を「クリエイティブラボ」に改め、同条中「第4条第1項第1号」を「第4条第1号」に改め、「（第6条第1項ただし書の規定に基づいて行われた許可により使用する第4条第1項第5号の施設を含む。）」を削る。

第24条第1項第3号中「業務」の次に「（第4条第5号の施設にあっては、市長が定める業務を除く。）」を加える。

附則第2項中「第4条第2項、第5条第1項及び第2項」を「第5条第1項及び第2項」に、「，第7条第1項及び第2項」を「，第7条」に、「，第11条第1項、第12条」を「，第11条第1項及び第2項」に改め、「，第4条第2項中「次条第1項の指定管理者」とあるのは「市長」と」を削り、「並びに第8条第1項から第3項まで」を「及び第8条第1項から第3項までの」に改める。

附則第3項中「第13条第2項」を「第13条第2項から第4項まで」に改める。

附則第4項中「第13条第4項」を「第13条第6項」に改める。

別表を次のように改める。

#### 別表（第13条関係）

##### （1）施設等の利用料金

施設等	利用料金
クリエイティブラボ	1平方メートル1月につき 2,000円
セミナー・ワークショップスペース	1平方メートル1時間につき 15円

ギャラリー	1 平方メートル 1 時間につき 15円
多目的ホール	1 平方メートル 1 時間につき 15円
附属設備	1 設備 1 日 1 回につき 50,000円

#### 備考

- 1 クリエイティブラボにおいて、使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の利用料金の額は、日割計算とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 セミナー・ワークショップスペース、ギャラリー及び多目的ホールに係る利用料金の額の算定に当たっては、1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

#### (2) 駐車場の利用料金

##### ア イ以外の利用料金

1 台30分につき150円（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあっては、200円）。この場合において、30分未満の端数が生じたときは、30分として計算する。なお、1台の1日当たりの上限額は、1,000円（日曜日等にあっては、1,500円）とする。

##### イ 定期駐車券に係る利用料金

定期駐車券の種類	1月当たりの利用料金
昼間定期駐車券	20,000円
平日昼間定期駐車券	15,000円
全日定期駐車券	25,000円

#### 備考

- 1 この表において、「昼間定期駐車券」とは日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの日の午前7時から午後10時までの間に利用することができる定期駐車券のことを、「平日昼間定期駐車券」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日にに関する法律第3条に

規定する休日を除く。) の午前 7 時から午後 10 時までの間に利用することができる定期駐車券のことを、「全日定期駐車券」とは常時利用することができる定期駐車券のことをいう。

2 この表において、「1月」とは、月の初日から末日までをいう。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のデザイン・クリエイティブセンター神戸条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の施設（同号アに規定する事項を行う施設に限る。）についての旧条例第 5 条第 1 項の許可（以下「旧許可」という。）を受けている者は、施行日にこの条例による改正後のデザイン・クリエイティブセンター神戸条例（以下「新条例」という。）第 4 条第 1 号の施設についての新条例第 5 条第 1 項の許可（以下「新許可」という。）を受けたものとみなす。この場合において、当該新許可を受けたものとみなされる者に係る新条例第 11 条第 1 項の使用期間は、施行日ににおけるその者に係る旧許可の使用期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に旧条例第 5 条第 2 項の規定により旧許可に付されている条件は、新許可に付された条件とみなす。

##### (準備行為)

4 附則第 2 項に規定するもののほか、新条例第 4 条第 1 号の施設についての新条例第 5 条第 1 項の許可、新条例第 8 条第 1 項の公募、新条例第 13 条第 1 項の利用料金の収受その他必要な準備行為は、施行日前においてもすることができる。

#### 理 由

デザイン・クリエイティブセンター神戸に新たな施設を設置する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考)

デザイン・クリエイティブセンター神戸条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(設置)

第1条 デザイン、アートその他の創造的な活動（以下「創造的活動」という。）を通じて社会に貢献する人材について育成や集積を行い、及びこれらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、市民生活の質を向上し、及び経済活動の活性化を図ることを目的とする拠点として、デザイン・クリエイティブセンター神戸（以下「センター」という。）を設置する。

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を置く。

(1) クリエイティブスペース（次条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次に掲げる事項を行う施設をいう。）

ア 創造的活動を通じた社会貢献に係る調査、研究、実践及び支援に関すること。

イ 飲食物を提供すること、創造的活動に関連する物を販売することその他これらに類する行為を行うことにより、センターの他の利用者との間で創造的活動を通じた交流を行い、又は利用者の暮らしの中に創造的活動と接する機会を提供すること。

ウ 創造的活動に係る様々な記録媒体による情報を収集し、及び保管し、並びにその情報を市民に提供すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、創

(1) クリエイティブルボ（次条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、創造的活動を通じた社会貢献に係る調査、研究、実践及び支援に関することを行う施設をいう。）

造的活動を通じて社会に貢献する行為を行ふこと。

(2)～(4) 略

---

---

---

---

---

---

(5) 略

(6) 略

2 次条第1項の指定管理者は、前項第1号の施設について、センターの管理運営上必要があると認めるときは、同号アからエまでに掲げる事項のうちどの事項を行うことができるのかに範囲を設けることができる。

(使用の許可)

第5条 施設（前条第1項第6号の施設を除く。）

又はその附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

2 略

(使用の許可に係る期間の単位)

第6条 前条第1項の許可は、第4条第1項第1号の施設にあっては月を単位として行うものとし、同項第2号から第5号までの施設にあっては時間を単位として許可を行うものとする。ただし、第4条第1項第1号の施設を使用する者に関する同項第5号の施設に係る許可は、月を

(5) 創造的学びと文化活動スペース（市又は次条第1項の指定管理者が次に掲げる活動を行う施設をいう。）

ア 多様な世代の参加とその交流により創造力を育む活動

イ 文学、音楽その他の芸術及び文化に接する機会を市民に提供する活動

(6)

(7)

---

---

---

---

前条第5号から第7号まで

---

---

第4条第1号

同条第2号から第4号まで

---

---

単位として前条第1項の許可を行う。

2 第4条第1項第2号から第5号までの施設について、センターの開館時間以外の時間であっても時間を単位として、前条第1項の許可をすることができる。ただし、センターの開館時間以外の時間にあっては、指定管理者が特に認める場合以外は、施設に使用者が管理する物を置くこと以外の行為は、行うことができない。

(使用の許可に係る区画の単位)

第7条 第4条第1項第1号から第3号までの施設については、第5条第1項の許可は、その部屋ごとに与えるものとする。ただし、第4条第1項第1号及び第3号の施設については、指定管理者がセンターの管理運営上支障がないと認めるときは、部屋の一部につき又は指定管理者が指定する区画ごとに第5条第1項の許可を与えることができる。

2 第4条第1項第4号及び第5号の施設については、第5条第1項の許可は、指定管理者が指定する区画ごとに与えるものとする。

(クリエイティブスペースの使用に係る公募)

第8条 指定管理者は、第4条第1項第1号の施設の使用について公募を行うものとする。

2 前項の公募に基づき応募する者（以下この条において「応募者」という。）は、第5条第1項の許可に係る規則で定める事項を記載した申請書その他規則で定める書類を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、応募者に対して第5条第1項の許可を行うに当たっては、当該応募者が第4条第1項第1号の施設を使用することにより、第3条各号に掲げるセンターの事業を効果的かつ効率的に実施できるかについて、十分に考慮

2 指定管理者は、第4条第2号から第4号までの施設について、センターの開館時間以外の時間であっても、時間を単位として前条第1項の許可をすることができる。この場合において、使用者は、指定管理者が特に認める場合を除くほか、施設に自らが管理する物を置くこと以外の行為を行うことができない。

第4条第1号から第4号までの施設の使用についての第5条第1項

同項

クリエイティブルボ

第4条第1号

公募に

第4

条第1号

しなければならない。

4 略

5 第4条第1項第1号の施設について第5条第1項の許可を受けて使用する者は、第2項の規定により提出した申請書その他の書類に記載した事項について変更が生じた場合は、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならぬ。

---

---

---

---

---

(クリエイティブスペースに係る使用期間等)

第11条 第4条第1項第1号の施設に係る使用期間（第6条第1項ただし書の規定に基づき行う第4条第1項第5号の施設についての許可に係る使用期間を含む。）は、5年以内の期間で指定管理者が定める。

2 前項の使用期間が満了した後の期間に関し、  
第4条第1項第1号の施設について再度第5条第1項の許可を受けようとする者も、第8条第1項の公募に基づき再度応募することができる。

(セミナー・ワークショップスペース等に係る使用期間)

第12条 第4条第1項第2号から第5号までの施設は、引き続き30日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

(1) 第6条第1項ただし書の規定に基づいて行われた許可により第4条第1項第5号の施設を使用するとき。

第4条第1号

許可を受けた者

6 第4条第1号の施設について第5条第1項の許可を受けた者は、第11条第1項の使用期間が終了した後に第4条第1号の施設を再度使用しようとするときは、第1項の公募に再度応募することができる。

(使用期間)

第4条第1号

2 第4条第2号から第4号までの施設は、引き続き30日を超える独占的な使用をすることはできない。ただし、指定管理者が第1条の目的を達するため特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第12条 削除

(2) 前号に掲げる場合のほか、指定管理者が特  
別の理由があると認めるとき。

(利用料金)

第13条 略

2 使用者は、別表に定める額（営利を目的とする使用にあっては、当該額の5倍に相当する額）の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

4 略

5 略

（使用者の費用負担）

第14条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。

(1) 第4条第1項第1号の施設における電気、  
ガス、水道及び下水道（次項において「電気等」という。）の使用料

別表第1号

3 第4条第6号の施設を使用する者は、別表第2号アに定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第4条第6号の施設を使用する者（同条第1号の施設の使用について第5条第1項の許可を受けた者に限る。）は、指定管理者の発行する定期駐車券により第4条第6号の施設を使用することができる。この場合において、当該施設を使用する者は、1月につき別表第2号イの表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を、当該定期駐車券の発行の時に支払わなければならない。

5 前3項

6

7

第4条第1号

(2) 略

2 略

(入館の制限等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1)～(3) 略

(4) 次に掲げるもの（イからエまでに掲げるものに類するものを含む。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

ア 第4条第1項各号に掲げる施設及びその附属設備

イ～エ 略

(5) 略

（クリエイティブスペースの共同使用者に対する請求）

第23条 第4条第1項第1号の施設を2人以上の者が共同して使用している場合においては、指定管理者は、同号の施設（第6条第1項ただし書の規定に基づいて行われた許可により使用する第4条第1項第5号の施設を含む。）に係るこの条例に基づく義務の全部の履行を使用者のうち1人に対し、又は同時若しくは順次に使用者の全員に対し、請求することができる。

（指定管理者の指定等）

第24条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1), (2) 略

(3) センターの維持管理に関する業務 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(4) 略

第4条各号

クリエイティブルボ

第4条第1号

（第4条  
第5号の施設にあっては、市長が定める業務  
を除く。）

## 2 略

### 附 則

(指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務)

2 市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第4条第2項、第5条第1項及び第2項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項、第8条第1項から第5項まで、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条、第20条、第21条第2項並びに第23条の規定の適用については、第4条第2項中「次条第1項の指定管理者」とあるのは「市長」と、第5条第1項中「センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、同条第2項、第6条第2項、第7条第1項及び第2項並びに第8条第1項から第3項まで規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第4項中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と、同条第5項、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条第1項、第12条、第14条第1項、第15条第1項、第17条第1項及び第2項、第18条、第20条、第21条第2項並びに第23条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

第5条第1項及び第2項

、第7条

、第11条第1項及び第2項

項

、第7条

及び第8条第1項から第3項までの

、第

11条第1項及び第2項

(指定管理者不在等期間の使用料)

- 3 市長は、指定管理者不在等期間においては、  
指定管理者不在等開始時の直前の第13条第2項  
の承認に係る利用料金の額を使用料として、使  
用者から徴収することができる。
- 4 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の  
直前の第13条第4項の基準により全部若しくは  
一部を返還し、又は減額若しくは免除をするこ  
とができる。

別表（第13条関係）

施設等	額
クリエイティブスペース	1 平方メートル 1 月につき 2,000円
セミナー・ワークショップスペース	1 平方メートル 1 時間ににつき 15円
ギャラリー	1 平方メートル 1 時間ににつき 15円
多目的ホール	1 平方メートル 1 時間ににつき 15円
駐車場	1 台分 30 分につき 150 円 (第 6 条第 1 項ただし書の規 定に基づいて行われた許可に より使用する場合にあっては、 1 台分 1 月につき 20,000円)
附属設備	1 設備 1 日 1 回につき 50,000円

備考

- 1 クリエイティブスペース（第 6 条第 1  
項ただし書の規定により月を単位として

第13条第2項

から第4項まで

第13条第6項

別表（第13条関係）

(1) 施設等の利用料金

施設等	利用料金
クリエイティブラボ	1 平方メートル 1 月につ き 2,000円
セミナー・ワークショ ップスペース	1 平方メートル 1 時間に つき 15円
ギャラリー	1 平方メートル 1 時間に つき 15円
多目的ホール	1 平方メートル 1 時間に つき 15円
附属設備	1 設備 1 日 1 回につき 50,000円

備考

- 1 クリエイティブラボにおいて、使用を  
開始する日が月の初日でないとき又は使  
用を終了する日が月の末日でないときに  
おける当該月の利用料金の額は、日割計  
算とする。この場合において、10円未満  
の端数があるときは、これを切り捨て  
る。

- 2 セミナー・ワークショップスペース、

許可を行う場合の駐車場を含む。)において、使用を開始する日が月の初日でないとき又は使用を終了する日が月の末日でないときにおける当該月の額は、日割計算とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 セミナー・ワークショップスペース、ギャラリー及び多目的ホールに係る額の算定に当たっては、1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

3 第6条第1項本文の規定により時間を単位として許可を行う場合の駐車場に係る額の算定に当たっては、30分未満の端数が生じたときは、30分として計算する。

ギャラリー及び多目的ホールに係る利用料金の額の算定に当たっては、1時間未満の端数が生じたときは、1時間として計算する。

## (2) 駐車場の利用料金

### ア イ以外の利用料金

1台30分につき150円（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあっては、200円）。この場合において、30分未満の端数が生じたときは、30分として計算する。なお、1台の1日当たりの上限額は、1,000円（日曜日等にあっては、1,500円）とする。

### イ 定期駐車券に係る利用料金

定期駐車券の種類	1月当たりの利用料金
昼間定期駐車券	20,000円
平日昼間定期駐車券	15,000円
全日定期駐車券	25,000円

### 備考

1 この表において、「昼間定期駐車券」とは日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの日の午前7時から午後10時までの間に利用することができる定期駐車券のことを、「平日昼間定期駐車券」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）の午前7時から午後10時までの間に利用することができる定期駐車券のことを、「全日定期駐車券」とは常時利用することができる定期駐車券のことをいう。

2 この表において、「1月」とは、月の  
初日から末日までをいう。

---